

由良川流域における森林共同施業団地の設定に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、協定締結者相互の連携により、由良川流域に森林共同施業団地（以下「施業団地」という。）を設定して、計画的な森林整備の実施や効率的な路網の作設を進めることにより、施業の共同化・効率化を進め、もって、森林の有する多面的機能の持続的発揮を図ることを目的とする。

(対象区域)

第2条 この協定の対象区域は、綾部市古屋及び京丹波町仏主周辺に所在する以下の所有者の所有する森林に設定する施業団地（合計1,052ha）とする。施業団地の具体的な箇所は、別添図面のとおりとする。

- (1) 京都府（85ha）
- (2) 社団法人京都府森と緑の公社（102ha）
- (3) 独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センター近畿北陸整備局（571ha）
- (4) 近畿中国森林管理局（京都大阪森林管理事務所）（294ha）

(実施計画)

第3条 協定締結者は、協定の有効期間を対象として、次に掲げる事項に関する実施計画を定めることとする。

- (1) 森林整備を実施する森林の区域及び面積
- (2) 森林整備の目標に関する事項
- (3) 森林整備の方法に関する事項
- (4) 森林施業の集約化に関する事項
- (5) 作業路網その他施設の設置及び維持管理に関する事項
- (6) 事業計画
- (7) その他

(森林整備等の実施)

第4条 協定締結者は、前条に定める実施計画に従って、相互に連携を図りながら、施業団地における計画的な森林整備の実施と効率的な路網の作設等に努めるものとする。

(連絡調整会議)

第5条 この協定の目的を達成するため、年1回連絡調整会議を開催して、以下の事項に関する協定締結者間の連絡調整を図ることとする。なお、連絡調整会議は、必要に応じて、臨時に開催することができることとする。

- (1) 森林整備の実施に関する事項
- (2) 作業路網その他施設の設置及び維持管理に関する事項
- (3) その他協定の実施に関する事項

（協定の有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成23年3月31日までとする。但し、有効期間満了の30日前までに協定締結者から解除の申し出がない限り、協定の効力を5年間延長することとする。

（協定の改正又は廃止）

第7条 この協定を改正又は廃止する必要がある場合には、協定締結者の協議により、改正又は廃止することができるものとする。

（その他必要な事項）

第8条 この協定の実施につき疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、協定締結者が協議して定めるものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本協定を9通作成し、各々記名押印の上、各々1通を保有する。

平成22年 3月18日

京都府知事

山田 啓二

社団法人京都府森と緑の公社理事長

今西 仲雄

独立行政法人森林総合研究所
森林農地整備センター近畿北陸整備局副局長

米山 文規

近畿中国森林管理局長（京都大阪森林管理事務所）

朝比奈 清

(立会人)
京都府森林組合連合会代表理事会長

梅原 久弘

(立会人)
綾部市長

山崎 善也

(立会人)
京丹波町長

寺尾 豊爾

(立会人)
綾部市森林組合代表理事組合長

四方 悦郎

(立会人)
京丹波森林組合代表理事組合長

谷 峰男

森林共同施業団地林況一覽表

所有者	林班名	法令制限等	林齢	合計		備考
				面積(ha)	総蓄積(m3)	
京都府	320(上粟野)	水源かん養保安林	45~87	56	18,935	
	391(東保)	"	42~52	29	8,559	
	小計			85	27,494	
(社)京都府森と緑の公社	16(北山)	水源かん養保安林	37~40	19	4,870	
	22(鳥垣)	"	38~39	15	4,632	
	103(志古田)	"	25~28	29	6,181	
	128(仏主本谷)	"	23~25	11	1,577	
	130(東保)	"	22~24	16	2,262	
	241(野々谷)	"	14	12	3,035	
小計			102	22,557		
(独)森林総合研究所 森林農地整備センター 近畿北陸整備局	79	水源かん養保安林	9~48	136	17,434	
	131	"	9~47	111	21,114	
	132	"	44~47	57	6,663	
	1330	"	3~26	139	未調査	
	1370	"	17~25	103	未調査	
	2303	"	2~8	25	未調査	
小計			571	45,211		
近畿中国森林管理局 (京都大阪森林管理事務所)	1001	水源かん養保安林	42~77	80	9,312	
	1002	"	26~78	53	7,703	
	1003	"	7~83	81	13,222	
	1004	"	7~84	80	8,487	
	小計			294	38,724	
合計				1,052	133,986	

(参考資料)

年度別事業計画

(森林整備)

所有形態別	事業種	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	計
京都府	間伐面積(ha)	0	25	15	0	0	0	40
	うち保育間伐		20	12				32
	うち利用間伐		5	3				8
	利用材積(m3)		380	204				584
(社)京都府森と緑の公社	間伐面積(ha)	4	4	9	7	14	7	45
	うち保育間伐	4	4	7	5	14	7	41
	うち利用間伐			2	2			4
	利用材積(m3)			30	20			50
(独)森林総合研究所 森林農地整備センター 近畿北陸整備局	間伐面積(ha)	0	0	5	4	11	12	32
	うち保育間伐			5	4	11	12	32
	うち利用間伐							0
	利用材積(m3)							0
近畿中国森林管理局 (京都大阪森林管理事務所)	間伐面積(ha)	2	4	19	16	11	13	65
	うち保育間伐	2	4				13	19
	うち利用間伐			19	16	11		46
	利用材積(m3)			1,022	936	1,173		3,131
合計	間伐面積(ha)	6	33	48	27	36	32	181
	うち保育間伐	6	28	24	9	25	32	123
	うち利用間伐	0	5	24	18	11	0	58
	利用材積(m3)	0	380	1,256	956	1,173	0	3,765

(作業道)

所有形態別	事業種	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	計
京都府	作業道作設(m)		300	200				500
(社)京都府森と緑の公社	作業道作設(m)			350	300			650
(独)森林総合研究所 森林農地整備センター 近畿北陸整備局	作業道作設(m)		570	500	500	500	600	2,670
近畿中国森林管理局 (京都大阪森林管理事務所)	作業道作設(m)	1,000	1,000	1,200				3,200
合計	作業道作設(m)	1,000	1,870	2,250	800	500	600	6,420

注：事業量は現時点での見通しを掲げたものであり、今後、変更することがありうる。